



# 茨城県地域猫活動 ガイドブック

( 冊子版 )

——人と猫が共生できる地域を目指して——



地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした活動です。

本ガイドブックは、飼い主のいない猫による問題の有効な解決方法の一つである地域猫活動への理解が深まり、地域に浸透し、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた一助となるよう作成したものです。

# 目次

1 猫関係の定義	1
2 猫の生態	
(1) 繁殖	2
(2) 社会生活	3
(3) 活動範囲	3
(4) 活動時間	3
(5) 食事	3
(6) トイレ	3
(7) 寿命	3
3 地域猫活動	
(1) 野良猫への地域の方の思い	4
(2) 地域猫活動とは	5
(3) 地域猫活動の基本的な考え方	5
(4) 地域猫活動の進め方	5
◎野良猫に餌やりをしている方へ	8
◎猫の侵入防止対策	9
4 よくあるお問合せ	10
5 最後に	12

# 1 猫関係の定義

## (1) 飼い猫

特定の飼い主(所有者)により飼養されている猫をいいます。茨城県では、猫の健康や安全、糞尿の放置の防止等生活環境の保全のため、飼い猫の屋内飼養を推奨しています。

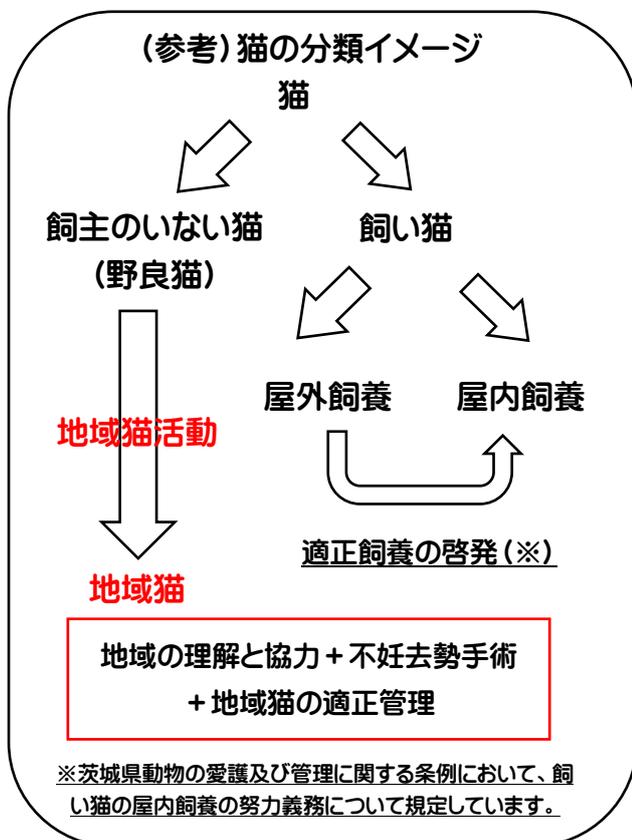
## (2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主(所有者)がおらず、屋外で人と関わりながら生活している猫、あるいは自活している猫をいいます。本ガイドブックでは「野良猫」といいます。

## (3) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫であり、その地域にあった方法で、飼養管理者を明確にし、飼養する対象猫を把握するとともに、食事や糞尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切に飼養管理して数を増やさないようにして、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

また、不妊去勢手術した猫については、手術をしていない猫と区別するため、耳先をV字カットするなどしている場合があります。

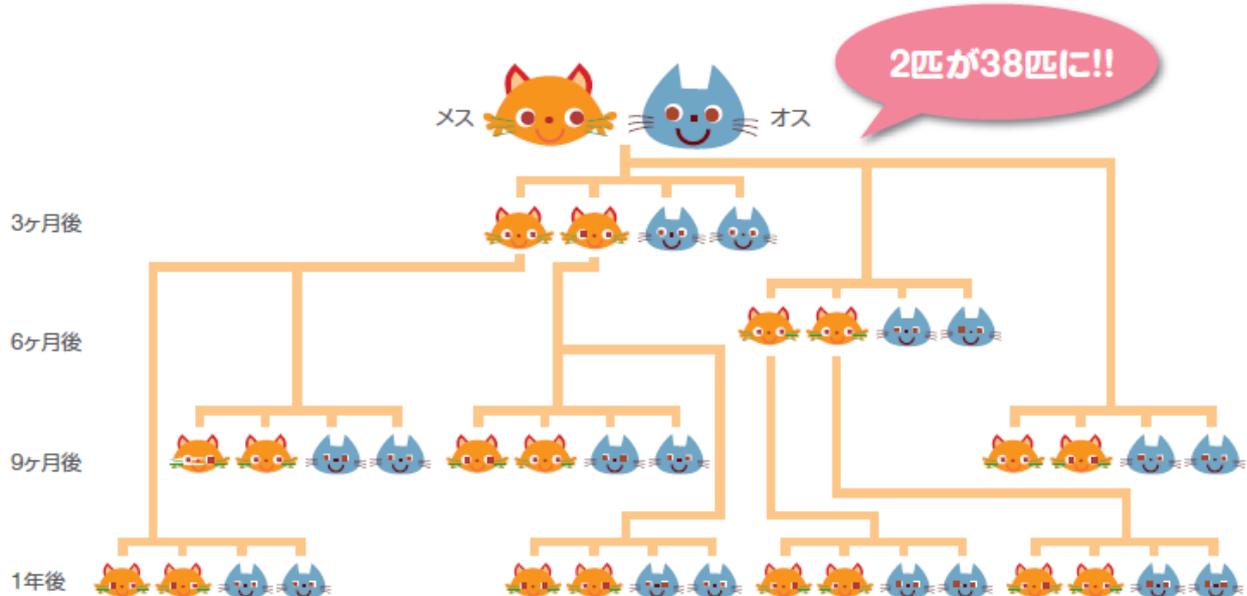


## 2 猫の生態

### (1) 繁殖

雄は早い個体で生後6～8ヶ月くらいから、雌が、早い個体で生後5ヶ月くらいから繁殖が可能になります。また、交尾刺激により排卵するため、交尾によって確実に妊娠します。もし、不妊去勢手術を施さずに野良猫に餌を与えている場合、どうになってしまうのでしょうか。猫は1年に3回妊娠し、1回に平均4匹出産します。

例えば、年3回の出産で4匹ずつ産み、半数が雌だとすると1年後には…



このように1匹の猫を助けようとした行動が、結果的には事故や病気の危険にさらされる不幸な猫を増やすことになってしまいます。猫はとても繁殖力の強い動物です。望まない不幸な命を生み出さないために不妊去勢手術をしましょう。

### 不妊去勢手術の必要性

猫は繁殖力の強い動物です。望まない不幸な命を生み出さないために不妊去勢手術をしましょう。数が増えないことの他にも以下のようなメリットがありますので、雄も雌も不妊去勢手術するようにしましょう。

#### ○ 雄のメリット

- ・ 他の雄とケンカする衝動が少なくなります。ケンカをすると怪我をする可能性のほか、感染症にかかる可能性があります。
- ・ 交尾による生殖器系感染症(性感染症)にかかる可能性がなくなります。
- ・ 雌を呼ぶ特有の鳴き声がなくなります。
- ・ 尿スプレーによるマーキングがほぼなくなるほか、尿による臭いも軽減します。
- ・ 雌を求めための縄張りを維持する必要がなくなり、行動範囲が狭くなります。
- ・ 繁殖のストレスから解放され、穏やかに過ごすことができます。

#### ○ 雌のメリット

- ・ 発情がなくなりますので、雄を呼ぶ特有の鳴き声がなくなります。
- ・ 交尾による生殖器系感染症(性感染症)にかかる可能性がなくなります。
- ・ 妊娠、出産に伴う身体的、精神的な負担がなくなります。
- ・ 繁殖のストレスから解放され、穏やかに過ごすことができます。

※ 不妊去勢手術を行った場合に、このような効果の全てが必ず現れるとは言えませんが、性成熟(生後6ヶ月くらい)前に手術を行った場合の方が、特に効果が現れやすいとされています。

## (2) 社会生活

一般的に、一定の広さの縄張りの中で単独生活しています。自分の縄張りを保持するため、パトロール、尿スプレーなどの生態や鳴き声による他の猫への威嚇など日頃から行う習性があります。

また、発情期には、雌は交尾刺激があるまで長時間鳴き続けるようになり、雄も雌に反応して大きな声で鳴きます。さらに、ケンカによる大きな鳴き声や怪我、感染症の伝播といったことも発生します。

## (3) 活動範囲

猫の行動範囲は狭く、主に自宅とその周辺程度であり、性別では、未去勢の雄の行動範囲は、雌や去勢した雄と比べて広い傾向があります。一方、完全な屋内飼養の猫は、家族と暮らす屋内が行動範囲になります。

## (4) 活動時間

猫は夜行性であるため、昼間は寝ていることが多く、夜間に活発に活動します。しかしながら、最近の飼い猫は飼い主のライフスタイルにも影響されるため、一概には言えません。

## (5) 食事

本来は肉食性で、昼夜を問わず頻繁に少量ずつ食べます。人間とは必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンやアミノ酸も異なるので、人間の食べ物、残飯は適切ではありません。餌の栄養バランスが重要ですので、キャットフードを与えるようにします。

## (6) トイレ

猫は、花壇や砂場のような柔らかい土や砂の上に排せつすることを好み、ある程度決まった場所に排せつする習性があります。この習性を利用して、特定の場所に排せつするようしつけることができます。なお、猫はきれい好きですので、汚れたトイレは使用しません。トイレは1日1～2回は清掃する必要があります。

## (7) 寿命

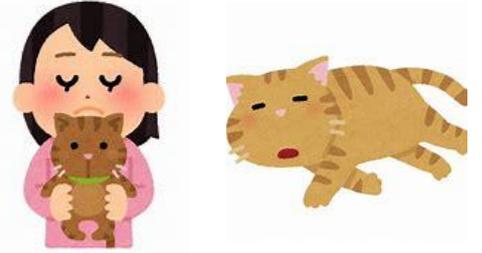
一般的に飼い猫の平均寿命は15年程度と言われておりますが、近年、20年以上生きる長寿の猫もいます。その一方で野良猫の平均寿命は、病気や不慮の事故によるためか、3年程度と言われており、飼い猫と比べ、はるかに短い一生を終えます。これは、栄養不足、病気、気候変化による寒暖差、縄張り争い、交通事故など生きるための環境が厳しいためです。最も安全な場所である屋内で飼養することが、その猫にとっての本当の幸せにつながります。

### 3 地域猫活動

#### (1) 野良猫への地域の方の思い

野良猫に対しては、地域住民一人ひとりに様々な思いがあり、しばしばトラブルの原因になっています。

- かわいそうな猫を助けたい。
  - ・ おなかをすかせた猫を助けたい。
  - ・ 餌を与えたいが猫が増えると困る。
  - ・ 飼いたいけど飼うことができない。
  - ・ 猫のために何かしたい。



「猫を助けたい」という思いがあっても、野良猫に餌を与えるだけで不妊去勢手術をしなければ子猫が生まれ、野良猫が増えてしまい、糞尿や鳴声など生活環境被害が拡大していきます。

- 野良猫で迷惑している。
  - ・ ふん尿で困っている。
  - ・ 鳴き声がうるさい。
  - ・ 子猫が増えて困っている。
  - ・ 食べ残した餌が不衛生である。
  - ・ 引っかかれて物が傷ついた。



猫に困っている方から、「動物指導センターで野良猫を捕獲してほしい」という相談を受けることがありますが、行政機関は野良猫の捕獲は行っていません。猫がいる場所には餌となるものがありますので、排除したとしても別の猫が現れます。地域の方には「猫を排除する」のではなく、「猫によるトラブルを減らす」という視点が重要です。なお、猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされており、愛護動物をみだりに殺したり傷つけた場合や虐待した場合、遺棄した場合には、罰金や懲役刑に処せられます。

**※茨城県では、猫の駆除・捕獲はしておりません！※**

茨城県動物指導センター（以下、「センター」といいます。）へ猫の駆除・捕獲に関する相談が多く寄せられています。

センターでは、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「法律等」といいます。）に基づき業務を行っています。

法律等には、犬の捕獲に関する規定はありますが、猫の駆除や捕獲に関する規定はありません。また、飼い犬は市町村へ登録を行い、鑑札を装着して所有者明示をする義務がありますが、飼い猫には義務がなく、飼い猫と野良猫の見分けがつかないため、むやみに駆除・捕獲を行うことができません。

野良猫の対策としては、茨城県では平成28年12月に茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例を制定し、地域住民等による人と猫の共生に配慮した取組として地域猫活動を推進しております。

## (2) 地域猫活動とは

地域猫活動とは、地域住民の理解を得たうえで、地域住民が主体となる地域猫活動グループ(※)により、地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術を施し、一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、これ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理する活動のことです。

野良猫の問題を解決するには、地域の「猫を助けたい方」と「猫に困っている方」とがお互いに「餌やり以外の管理もする」「排除せず見守る」といった歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められます。

※ 地域猫活動グループは、2世帯以上の地域住民、ボランティア又は動物愛護推進員等で組織します。

## (3) 地域猫活動の基本的な考え方

- ア 猫を排除するのではなく、命あるものとして取り組むこと。
- イ 野良猫の数が増えないように、不妊去勢手術を行うこと。
- ウ 猫の問題を地域の問題として、地域住民が主体的に取り組むこと。
- エ 地域の飼い主が猫を適正に飼養することが前提となること。
- オ 猫が好きでない人や、猫を含む動物を飼養していない人の立場を尊重すること。
- カ 野良猫からの被害を受けない対策もとっていくこと。



## (4) 地域猫活動推進事業の進め方

### ア 地域での話し合い

- ・ 一人でも多くの理解を得ることが重要となります。主体となる地域猫活動グループは、地域住民が中心となり、趣旨に賛同した方や動物愛護推進員等のボランティアの協力を得ながら行います。

また、必ず代表者を決め、グループで役割分担しながら行います。

- ・ 事前に猫の個体数やよくいる場所の情報を収集しておきます。
- ・ 地域猫活動グループが中心となって、地域住民、町内会や自治会の役員などで問題点を確認し、解決に向けた取組みについて話し合いを実施します。
- ・ 地域猫活動の目的や実施方法について、地域住民へ周知のうえ理解を得ます。特に、猫が好きでない人や猫を含む動物を飼養していない人の立場も尊重しましょう。

(例: 説明会の開催、地域全戸へのチラシの配布 等)



## イ 地域猫活動事業計画作り

- ・ 問題点の整理と解決に向け、地域住民の理解と協力を得て役割分担等を決定のうえ、地域猫活動事業計画を作成します。
- ・ 猫の主な生息場所、餌場・トイレ設置場所等活動拠点の他、住居、商店、公園、空き地、駐車場を図示した活動地図を作成します。
- ・ 活動拠点(餌場やトイレ設置場所)は、地域住民の迷惑のかからない、人目につきにくい場所を選定し、土地等管理者の承諾を得て決定しましょう。
- ・ 役割分担を決定するうえで、特定の住民に偏らないようにしましょう。その方が病気等やむをえない事情により地域猫の管理が出来なくなってしまうことに注意しましょう。
- ・ 地域外からの捨て猫や近隣地域からの流入猫の有無についての把握に努めましょう。捨て猫がいると、活動の効果が低減してしまいますので、管理者の許可を得たうえで遺棄防止についての看板設置や見回りにより、捨て猫の防止を徹底します。
- ・ また、当該地域の地域猫が減っても、周辺地域の飼い猫が外飼いで、不妊去勢手術をしていなければ、その地域に猫が増えてしまう可能性があります。実施者は、行政やボランティアと連携・協力し、周辺地域の飼い猫の適正飼養に関する普及啓発を対策のルールに盛り込みます。特に、不妊去勢手術や屋内飼養は、飼い猫の所有者の努力義務であることを周知する必要があります。

## ウ 対象となる野良猫の特定

- ・ 飼い猫か野良猫かを特定するとともに、不妊去勢手術が必要な野良猫がどのぐらいいるかについて適切に把握します。
- ・ 特に手術しようとしている猫が飼い猫ではないことを確認しておかないと、手術した後には飼い猫であることが判明した場合、トラブルの原因になります。

## エ 野良猫の捕獲と搬送

- ・ ケージに入れることができる猫ばかりなら問題ありませんが、野良猫の捕獲は経験のあるボランティアの力を借ります。猫に負担の少ない方法で捕獲・搬送しますが、捕獲おり(トラップ)を使う方法が一般的です。
- ・ 捕獲を実施する場合は、周辺の住民に捕獲する場所と期間を周知し、飼い猫を外へ出さないよう協力を依頼してから行います。



## オ 不妊去勢手術

- ・ 捕獲を始める前に、不妊去勢手術を依頼する動物病院に対して、搬送の条件と手術前後の猫の管理方法等について確認しておきましょう。
- ・ 野良猫を捕獲し、動物病院で不妊去勢手術実施後は、手術済であることがわかるよう耳先を少しV字カットして、地域猫として分かるようにしましょう。

## カ 餌・トイレの管理

- ・ 餌は栄養面で安心できるキャットフードを容器に入れて与えます。人間の食べ物や残飯をあげてはいけません。
- ・ 猫の数が多い地域では、餌やりをする場所を分散させます。
- ・ 餌やりをする場所は、迷惑のかからない所を選びます。
- ・ 置き餌が、衛生害虫の発生や悪臭の原因となります。決められた場所と時間に餌をやり、食べた後はすぐに片付け、掃除します。
- ・ 決められた場所に必要な数のトイレを適切に設置し、常に清潔を保ちながら管理します。
- ・ トイレは餌やり場所の近くのできる限り人目につかない場所に設置します。
- ・ 猫は周りが囲まれた静かな場所に排せつするので、糞があればすみやかに処理清掃を行います。

## キ 地域猫の管理

- ・ 回覧などにより、1ヶ月に1回程度の頻度で活動内容を地域住民へお知らせしましょう。
- ・ 捨て猫や流入猫の把握及び防止を徹底しましょう。
- ・ 新しい飼い主探しも並行して行いましょう。活動者に見守られて生活している地域猫は、人に対して親近感を有し、不妊去勢処置済で、決められた場所でトイレができるなど、飼い猫としての素質が十分にあります。外で管理するという事は、交通事故や感染症の危険から逃れられません。

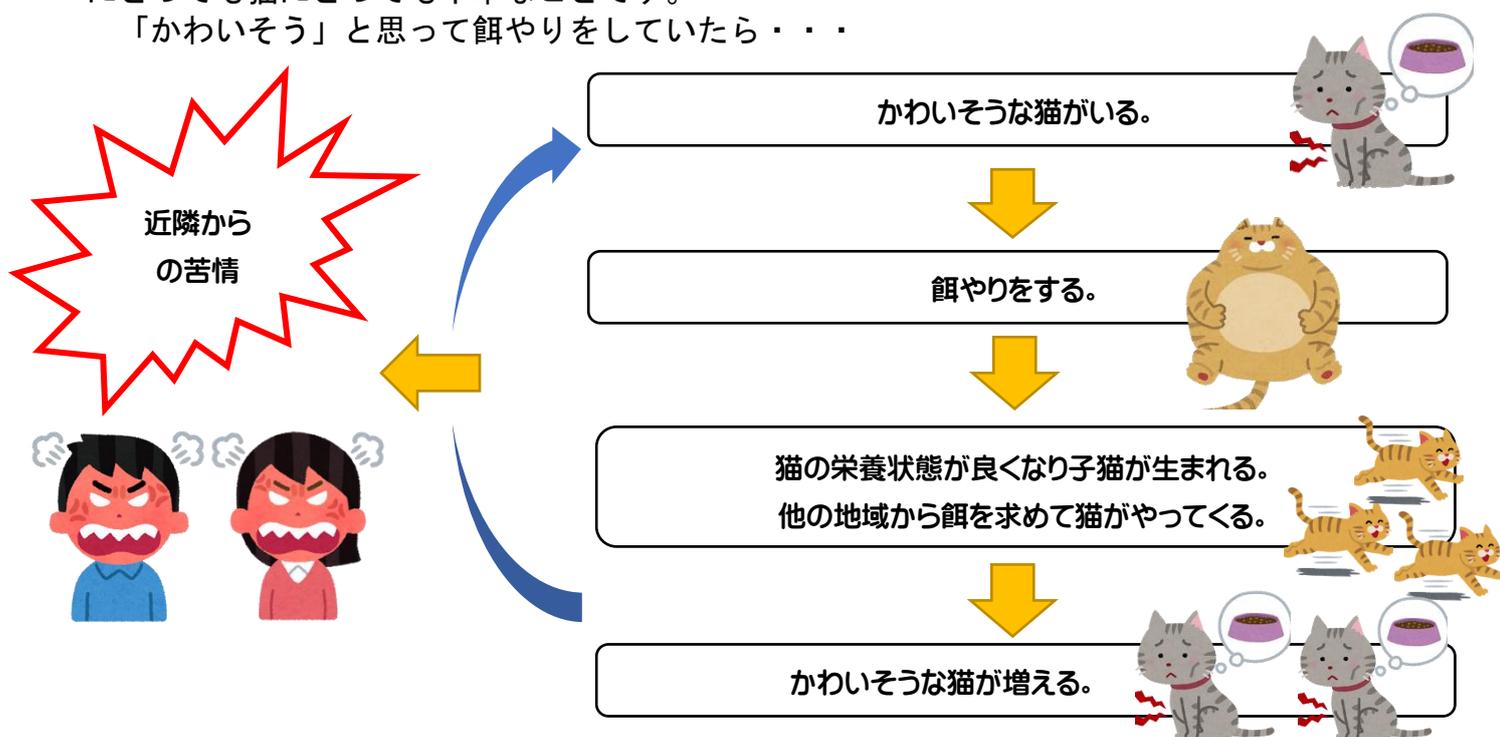


## ◎野良猫に餌やりをしている方へ◎

野良猫に対し、「かわいそう」という感情から餌を与え続けることで、他の地域から餌を求めて新しい野良猫がやってくるなどして、さらに猫の数が増え、その結果、「庭に糞尿をされ悪臭がする」「鳴き声がうるさい」といった近隣住民からの苦情になるケースがあります。

また、その猫の一生や地域環境に対して、将来にわたって責任が取れないのであれば、人にとっても猫にとっても不幸なことです。

「かわいそう」と思って餌やりをしていたら・・・



地域の協力が得られない場合も、地域猫活動にならって、次のことを守り、近隣住民とのトラブルが発生しないよう心がけましょう。

### ① ご近所の理解を得ましょう。

餌や糞の始末を行ったうえで、新しい飼い主を見つけるまでの間、野良猫に餌やりをしていることを伝えましょう。近隣の住民の理解を得ることや、地域でのルール作りをすることにより、野良猫による地域トラブルを未然に防ぐことができます。

### ② 不妊去勢手術をしましょう。

不妊去勢手術を行い、これ以上増えないようにしましょう。

### ③ 餌の食べ残しはすぐに片づけましょう。

餌やりは、自分の敷地内で行い、カラスや他の地域の野良猫が集まったり、腐敗臭により近隣に迷惑をかけないように、猫が食べ終わったらすぐに片付けましょう。

### ④ 餌場のすぐ近くにトイレを置いてあげましょう。

餌やりと同様、自宅の敷地内にトイレを設置しましょう。また、こまめにトイレの清掃をしましょう。

### ⑤ 周辺環境の美化に努めましょう。

近隣に迷惑をかけないように、こまめに掃除しましょう

## ◎猫の侵入防止対策◎

自宅の敷地内は、敷地の所有者自身が猫が入ってこないよう対策をとることが原則です。  
敷地内に猫が入ってきて困る方は、次のような侵入防止策をとってみましょう。

### (1) 臭いによる方法

- ・ 猫は、鼻がよく効くので臭いのある場所に近づかないことがあります。
- ・ 自宅の敷地に入りにくくする対策として次のような方法があります。色々な方法で、何度も繰り返して行って下さい。
  - ①ハーブ類(レモングラスなど)を植える。
  - ②ゼラニウムの鉢植えをおく。(葉が臭うので近寄らない)
  - ③コーヒー、どくだみ茶等の茶殻、唐辛子、にんにく(細かく切る)、みかん等のかんきつ類の皮を撒く。
  - ④食酢や木酢液を古着や布等に染み込ませて、猫の侵入路におく。

### (2) 物理的な方法

- ・ ごみ処理を確実にして、荒らされないようにする。
- ・ ごみをあさらないように、ゴミ袋に網をかける。
- ・ 網やネットなどを張り、侵入路を防ぐ。
- ・ ガムテープの粘着面を外側にして侵入路等に置く。  
(歩く場所には猫の爪が引っかかる網目のものを張る)
- ・ 水を嫌うので、ホースでたっぷり水を撒く。
- ・ 市販のねこよけシート(突起がついたシート)を使用する。
- ・ 市販の忌避剤等を使用する。
- ・ 市販の超音波発生器などの猫よけ道具を使用する。

これらの他にも方法はあります。猫との根比べでもありますので、いろいろ試してみてください。  
侵入防止対策は継続することが重要です。

## 4 よくあるお問合せ

Q1 野良猫が家に住みついたので駆除してほしいのですが…

A1 行政機関では猫の駆除は行っておりません。野良猫が住みついた理由としては、柔らかい土や砂地がある、隠れる場所があるなど、その猫にとって居心地がいい場所であることが考えられます。居心地を悪くしてしまえば、その場からいなくなる可能性もありますので、根気強く対処しましょう。

Q2 野良猫が敷地内で子猫を産んでしまったのですが…

A2 母猫は定期的に子育ての場所を変えますので、しばらく様子を見るようにしてください。子育て中に母猫を追い出すと子猫を放置してしまうことがあります。私有地に住みつかれて困る場合は、あらかじめ野良猫が寄り付かないよう対処しておきましょう。

Q3 どうして野良猫に餌やりをしてはいけないのでしょうか？

A3 野良猫に対し、「かわいそう」という感情から餌を与え続けることで、他の地域から餌を求めて新しい野良猫がやってくるなどして、さらに猫の数が増え、その結果、「庭に糞尿をされ悪臭がする」「鳴き声がうるさい」といった近隣住民から苦情が出る場合があります。

また、その猫の一生や地域環境に対して、将来にわたって責任が取れないのであれば、人にとっても猫にとっても不幸なことになってしまいます。

Q4 TNR活動は地域猫活動と同じものでしょうか？

A4 「地域猫活動」とは、「地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫がその命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動」のことです。

「地域猫活動」には、餌やりやトイレの設置についてルール化することなども含まれません。

Q5 地域猫活動をするうえで、どのように餌・トイレの管理をすればよいのでしょうか？

A5 餌を与える場所を決め、できるだけ同じ時間に与えましょう。水も与えてください。

猫が食べ終わったら、速やかに残りの餌を片付けてください。また、他の動物が集まってこないよう、置き餌はしないでください。

猫はきれい好きで、砂や柔らかい土を好んで糞尿をする習性があります。できるだけまとまって糞尿させるために次の点を考慮してトイレを設置してください。

①雨のかからないような乾いた場所を選びます。

②砂や土を少し盛り上げるようにしておきます。

③餌場から少し離れた所に、トイレを設けます。

猫は自分の臭いがついた場所にトイレをする習慣があります。一度、当該猫の糞をトイレに入れて臭いをつけることや、トイレに「またたび」を入れて猫に臭いをつけさせるのもよいです。こまめにトイレの清掃をしないと、他の場所でするようになってしまいます。

Q6 捨て猫が多い公園があるので、公園内で地域猫活動を実施してよいのでしょうか？

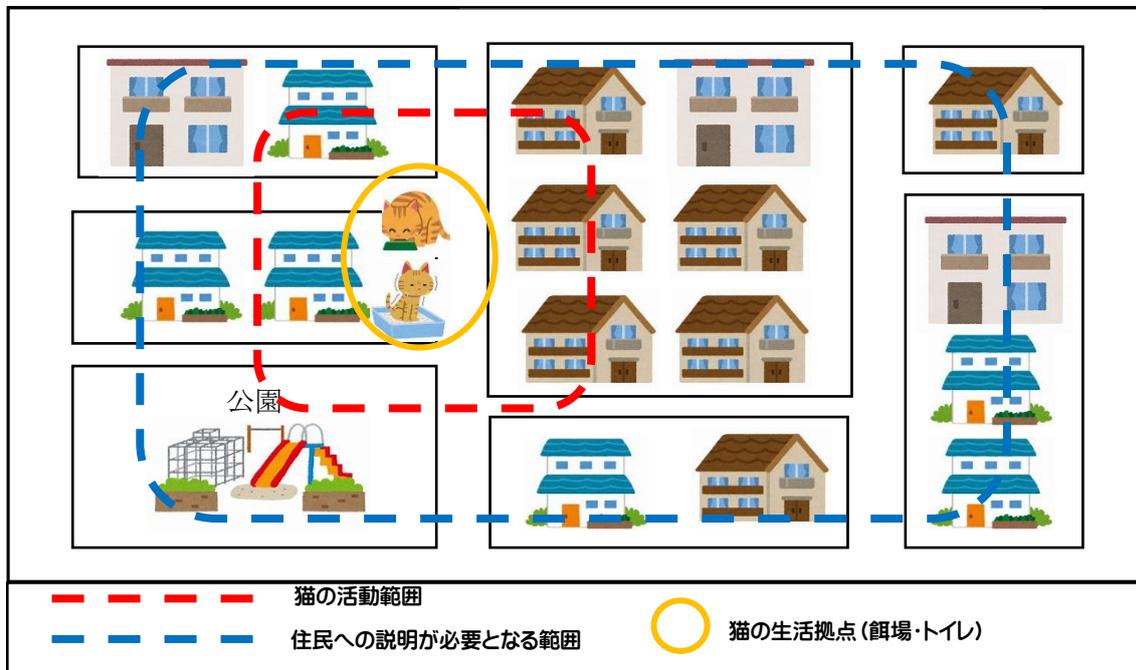
A6 まず、公園の管理者に地域猫活動の実施について相談しましょう。公園は住民の皆様が利用する場所ですので、管理者の許可なく実施してはいけません。

Q7 地域猫活動の周知はどの程度実施すればよいのでしょうか？

A7 地域猫活動を実施するうえで、猫が苦手な人や猫などの動物を飼養していない人も配慮しなければなりません。トラブルを未然に防ぐためにも、可能な限り近隣住民の皆様に本活動の周知を行いましょう。

### 地域猫活動地図イメージ

※あくまでもイメージです。地域の実情に応じて柔軟に対応して下さい。



猫の活動範囲は、一般的には餌のあるところを生活拠点とし、広さは半径 50m～500m と言われてますが、環境や時期、性別等により異なるため、一概には言えません。住民への説明は可能な限り広範囲で実施しましょう。

## 5 最後に

### 地域猫活動において失敗しないためのポイント

#### (1) 多くの人に関わってもらう

活動を始めるに当たって必ず出る意見は「誰がやるのか」ということです。一人での活動は負担が大きいので、協力者を見つけておくことが活動を長続きさせるコツになります。餌の管理をする人なども一人に任せきりだと、その人が病気等で体を動かさなくなってしまったときに活動が行き詰まってしまいます。

動物愛護団体やボランティアなどの協力を得ながら、多くの人に関わってもらうようにしましょう。

#### (2) 地域に住む人の理解を得る

地域住民の理解や協力が得られない活動は、「猫好きな人が勝手にやっていること」という見方をされて、苦情や資金難などで行き詰まってしまいます。地域猫活動に協力するということは、誰もが積極的に活動に参加しなければならないということではありません。活動を「容認する」だけでも十分協力したこととなります。ですから、反対の方がいた場合も根気よく説明し、少しでも理解を得られるように努めることが大切です。

#### (3) 新たな捨て猫の防止

地域猫活動により猫の数がせつかく減っても、「管理しているなら」と猫を捨てに来る人が増えるケースが考えられます。それを防止するために、遺棄防止対策の徹底が重要となります。捨て猫は犯罪であることを示す看板を設置したり、遺棄する人を見つけた際には警察に通報するようにしましょう。

#### ◎猫を飼っている方へ◎

1. 迷子札をつけましょう(所有明示)
2. 屋内で飼いましょう。
3. 最後まで責任もって飼いましょう(終生飼養)。
4. 不妊去勢手術をしましょう(繁殖制限)。
5. 絶対に捨てないでください。

#### マイクロチップによる個体識別

※15桁の数字データの入ったチップを獣医師が注射器で埋め込みます。  
迷子になっても、ちゃんと飼い主さんの元にお返しできます。



問合せ先 茨城県保健福祉部生活衛生課 動物愛護担当  
〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 - 6  
TEL 029 - 301 - 3418 FAX 029 - 301 - 3439  
茨城県動物指導センター  
〒309 - 1606 茨城県笠間市日沢 47  
TEL 0296 - 72 - 1200 FAX 0296 - 72 - 2271